

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正

一 基本計画 (第四条関係)

基本計画に定める事項として、周辺事態に関する次に掲げる事項等を追加すること。

- ① 事態の経緯並びに我が国の平和及び安全に与える影響
- ② 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

二 国会の承認 (第五条関係)

- 1 内閣総理大臣は、基本計画の決定があったときは、当該基本計画に定める自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動の実施前に、当該基本計画（これらの対応措置に係る部分に限る。以下二において同じ。）につき国会の承認を得なければならないものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないでこれらの対応措置を実施することができること。

- 2 1のただし書により国会の承認を得ないで対応措置を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、当該基本計画につき国会の承認を求めなければならないものとする。
- 3 内閣総理大臣は、一による国会の承認を得た日から六月を経過する日を超えて引き続き当該承認に係る基本計画（基本計画の変更があったときは、その変更後のもの）に定める対応措置を実施しようとするときは、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該基本計画につき、その時までに実施したこれらの対応措置の内容を記載した報告書を添えて国会に付議して、その承認を求めなければならないものとする。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならないこと。
- 4 政府は、3の場合において不承認の議決があったときは、速やかに、当該対応措置を終了させなければならないものとする。

三 実施区域の指定

(第六条及び第七条関係)

- 1 防衛大臣は、実施要項において、実施される必要のある後方地域支援としての役務の提供の具体的な内容を考慮し、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう

に実施区域を指定するものとする。

- 2 防衛大臣は、実施要項において、実施される必要のある後方地域搜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように実施区域を指定するものとする。

四 安全の確保等

- 1 防衛大臣及びその他の関係行政機関の長は、対応措置の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、対応措置の職務に従事する者の安全の確保に配慮しなければならないものとする。（第七条の二関係）

- 2 関係行政機関の長は、国以外の者に協力を求め又は協力を依頼するに当たっては、その協力の種類及び内容に応じ、安全の確保に配慮して行わなければならないものとする。（第九条関係）

五 武器の使用（第十一条関係）

後方地域支援としての自衛隊の役務の提供又は搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する者又その職務を行うに伴

い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するため武器を使用することができるものとする
こと。

第二 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部改正

一 実施区域の指定 (第五条関係)

防衛大臣は、実施要項において、実施される必要のある船舶検査活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように実施区域を指定するものとする
こと。

二 武器の使用 (第六条関係)

船舶検査活動又はその実施に伴う後方地域支援としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する者又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するため武器を使用することができるものとする
こと。

第三 施行期日等

一 施行期日 (附則第一項関係)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

ただし、二は、公布の日から施行すること。

二 関係法律の整備

(附則第二項関係)

第一の五及び第二の二による武器の使用に関する自衛隊法の規定の整備については、別に法律で定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。